

大阪府漁業調整規則の一部改正（案）の概要

令和5年4月

大阪府環境農林水産部水産課

1 改正の概要

大阪府では、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき大阪府漁業調整規則（令和2年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）を定め、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び規則第4条第1項各号に掲げる漁業を営もうとする者に対し、知事による漁業の許可を行っています。

知事による漁業の許可は、規則第4条第1項各号で規定されるとともに、第2項で「漁業ごと及び船舶ごとに許可を要する漁業（以下「対船許可」という。）」又は「漁業ごとに許可を要する漁業（以下「対人許可」という。）」のいずれかに区分されます。

令和2年12月に法改正に伴う規則の全部改正を行った際、対船許可と対人許可の見直しを行い、漁船の総トン数や馬力数が漁獲努力量に大きく影響する漁業は対船許可として整理しました。しかし、第4条第2項の号番号の定め誤りにより、本来は対船許可とすべき「かご漁業」が、現在、対人許可として定められています（別紙参照）。

以上を踏まえ、知事による漁業の許可のうち「かご漁業」を対人許可から対船許可に変更するため、規則を改正するものです（第4条第2項及び第8条第1項関係）。

2 改正の理由

「かご漁業」が対人許可のままでは船舶の隻数増加や大型化、推進機関の高馬力化を抑制できず将来的に漁業調整上及び水産資源の保護培養上の支障が生じる恐れがあること、また、漁具を海底に敷設するという漁法上の性質が対船許可である刺網漁業やたこつぼ漁業と同様であることから、かご漁業を対船許可として取り扱う規則改正を速やかに行うものです。

3 施行期日

令和5年7月末（予定）

【別紙】

大阪府漁業調整規則（令和二年十一月二十七日 大阪府規則第百二十六号）

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- 一 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長二十センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業
 - 二 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
 - 三 機船船びき網漁業 海面において総トン数五トン未満の動力漁船を使用して機船船びき網により行う漁業
 - 四 囲刺網漁業 海面において囲刺網により行う漁業
 - 五 流網漁業 海面において流網により行う漁業
 - 六 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
 - 七 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業（第四号に掲げる囲刺網漁業及び第五号に掲げる流網漁業を除く。）
 - 八 敷網漁業 海面において敷網（四ツ手網を除く。）により行う漁業
 - 九 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼ（貝つぼを含む。）により行う漁業
 - 十 もんどり漁業 海面においてもんどり（うなぎつなぎもんどりに限る。）により行う漁業
 - 十一 ひきなわ漁業 海面においてひきなわにより行う漁業
 - 十二 かご漁業 海面においてかご（いかかご及びあなごかごに限る。）により行う漁業
 - 十三 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - 十四 小型定置漁業 海面において小型定置（えり類を含む。）により行う漁業
 - 十五 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- 2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第二号から第十一号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

「対人対船漁業」に当たるのは、
現行：第二号から第十一号まで

改正予定

改正：第二号から第十二号まで